

令和2年(健)第322号

令和3年7月30日

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第3の1記載の「本件装具」に係る費用について、健康保険法(以下「健保法」という。)による療養費として支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

本件は、請求人及び被扶養者の治療のため、治療用装具を装着する必要があるとして、その購入に要した費用について、療養費及び家族療養費の支給を申請した請求人に対し、全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)〇〇支部長が、「治療用装具を作成された担当者が義肢装具士でないため。」として、療養費及び家族療養費を支給しない旨の処分をしたところ、請求人がこれを不服として、審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、①請求人の「両外反母趾、両内反小趾」の治療のため、②請求人の家族(被扶養者)であるA(以下「A」という。)の「両外反母趾、両凹足」の治療のため、それぞれ「足底装具(両患側)アーチサポート(メタルザルサポートを含む)(以下「本件装具」という。))を装着する必要があるとして、本件装具の購入に要した費用について、令和〇年〇月〇日(受付)、協会けんぽ〇〇支部長に対し、①に係る療養費及び②に係る家族療養費の支給を申請した。
- 2 協会けんぽ〇〇支部長は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「治療用装具を作成された担当者が義肢装具士でないため。」として、療養費及び家族療養費

を支給しない旨の2つの処分(以下、併せて「原処分」という。)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 療養費の支給について、健保法第87条第1項において、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができることと規定している。

そして、健保法第110条第7項において、同法第87条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用するものとされている。

- 2 治療用装具の療養費の支給申請に係る手続の明確化に資するために定められた「治療用装具の療養費支給申請に係る手続等について」(平成30年2月9日保医発0209第1号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「本件通知」という。)の内容は次のとおりである。

- (1) 療養費支給申請に係る手続きについて

療養費支給申請に係る手続きは、次のとおり取り扱うことが適当であること。

- ① 保険医が患者を診察し、疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認める。
- ② 保険医の指示(処方)により治療用装具が製作(又は購入)される。
- ③ 保険医が治療用装具の装着(適合)を確認する。
- ④ 患者等が治療用装具に係る代金を補装具製作事業者等(治療用装具を

取り扱った義肢装具士が所属。以下「事業者」という。)に支払う。

- ⑤ 事業者が患者等に対して④の支払に係る領収書(以下「領収書」という。)を発行する。
- ⑥ 保険者…に対して、被保険者等が療養費の支給申請書(以下「支給申請書」という。)を提出する。なお、支給申請書には①及び③について確認できる証明書並びに領収書を添付する。

このため、保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着又は販売等がされた治療装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないこと。

(2) 証明書について

支給申請書に添付するために患者が保険医療機関に交付を求め、保険医療機関が交付する証明書には、保険者における審査に資するため、次の事項が記載されていることが適当であること。

- ① 患者の氏名、生年月日及び傷病名
- ② 保険医療機関の名称及び所在地並びに診察した保険医の氏名
- ③ 保険医が疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認めた年月日
- ④ 保険医が義肢装具士に製作等を指示した治療用装具の名称
- ⑤ 保険医が治療用装具の装着(適合)を確認した年月日

(3) 領収書について

事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載(又は添付)されていることが適当であること。

- ① 料金明細(内訳別に名称、採型区分・種類等、価格を記載)
- ② オーダーメイド又は既製品の別(既製品の場合、製品名を含む。)
- ③ 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名

(4) 支給申請書への写真の添付について

保険者は、平成30年4月1日より、靴型装具に係る支給申請書の提出に際し、原則、当該装具の写真(患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの)の添付を求め、療養費の支給に当たっての適正に努められたいこと。

- 3 義肢装具士については、義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第2条第3項において、「この法律で「義肢装具士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行うことを業とする者をいう。」と規定され、その業務については、同法第37条において、「義肢装具士は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。」、第38条において、「義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行ってはならない。」、第39条において、「義肢装具士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。」と規定されている。

- 4 本件の場合、請求人は、協会けんぽが、「事実」欄第3の2記載の理由で行った原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、上記法令等に照らして、原処分が妥当であると認められるかどうかである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によると、次の事実が認められる。

- (1) 請求人に係る、a病院(以下「a病院」という。)・B医師(以下「B医師」という。)が作成した装具装着証明書の記載内容は次のとおりである。

傷病名：両外反母趾、両内反小趾
装具名：足底装具（両患側）アーチサポーター（メタルザルサポーターを含む）

装具必要認定日：平成〇年〇月〇日
装具適合確認日：令和〇年〇月〇日

- (2) 請求人に係る、b社（以下「b社」という。）が作成した領収証の記載内容は次のとおりである。

装具製作技術責任者：C（義肢装具士ではない）

領収額：〇〇, 〇〇〇円

B先生のご指示により作製した治療用装具代金として、〇年〇月〇日上記正に領収致しました。

内訳：足底装具（両患足）A アーチサポーター（B メタルザルサポーターを含む）（注：金額は省略）

製作処方：外反母趾及び内反小趾による疼痛の軽減、除去及び、母趾及び小趾の変形の進行抑止と改善のためのアーチサポーター及びメタルザルサポーター

- (3) Aに係る、B医師が作成した装具装着証明書の記載内容は次のとおりである。

傷病名：両外反母趾、両凹足
装具名：足底装具（両患側）アーチサポーター（メタルザルサポーターを含む）

装具必要認定日：平成〇年〇月〇日
装具適合確認日：令和〇年〇月〇日

- (4) Aに係る、b社が作成した領収証の記載内容は次のとおりである。

装具製作技術責任者：C（義肢装具士ではない）

領収額：〇〇, 〇〇〇円

B先生のご指示により作製した治療用装具代金として、〇年〇月〇日上記正に領収致しました。

内訳：足底装具（両患足）A アーチサポーター（B メタルザルサポーターを含む）（注：金額省略）

製作処方：1. 外反母趾による疼痛の軽減、除去及び、母趾の変形の進行抑止と改善のためのアーチサポーター及びメタルザルサポーター
2. 凹足矯正のためのアーチサポーター

- 2 療養費の支給について健保法第87条第1項は、保険者は療養の給付等を行うことが困難であると認めるときに療養費を支給することができる旨規定するところ、どのような場合がこれに当たるかについては、健康保険制度の適切な運営という見地からの保険者の合理的裁量に委ねられているものと解される。

本件通知には、「保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着又は販売等がされた治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないこと」と明記され、療養費の支給申請書に添付すべき領収書には、治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名が記載されるものとされていることなどから、その文言を合理的に解釈すれば、治療用装具を義肢装具士でない者が取り扱う場合には療養費を支給しないことをいう趣旨であることが明らかであり、本件記録によれば、少なくとも原処分当時、厚生労働省及び保険者はそのように解し、現在に至っているものと認められる。請求人の主張中、本件通知についてこれと異なる解釈をいう部分は、独自の見解に基づくものであって採用することができない。

本件通知は手続的な規定であるが、治療用装具に係る療養費の支給について、義肢装具士が取り扱うものに限る点においては、保険者の裁量基準として作用するものと解される。

本件通知に従えば、義肢装具士でない者は、治療用装具を製作しても義肢装具士が取り扱わなければ療養費の支給対象とならないため、不利益を受けることになり、被保険者が治療用装具を選択する範囲も制約されることになるが、それは

療養費の支給という限られた場面のことであり、義肢装具士法に定めるとおり、義肢装具士は、必要な知識及び技能について行う義肢装具士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者であり、診療の補助として義肢及び装具の装着部位の採型等を業とすることができ、医師の具体的な指示を受けなければ、所定の義肢及び装具の装着部位の採型等を行ってはならないとされているなど義肢装具士の制度に鑑みれば、療養費の支給対象となる治療用装具について、義肢装具士が取り扱うものに限るものとするには合理的理由があるといえる。

- 3 本件通知が発出された平成30年2月より前の時点において、本件のような足底装具を義肢装具士でない者が製作した場合に、療養費の支給についてどのように取り扱われていたかは判然としないが、製作者が義肢装具士でないことを理由に療養費の支給をしない取扱いが一般的に行われていたとは認められず、協会けんぽの実務としては、製作者が義肢装具士であるかどうかは必ずしも問題とされていなかったようにうかがわれる。

請求人は、令和〇年〇月〇日より前に処分がされた者には療養費の支給がされており、同日より前に本件装具の作製を決定した請求人について不支給とすることは、平等原則に反する旨主張するので検討する。

本件記録によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成〇年〇月、b社の顧客である協会けんぽ〇〇支部所管の被保険者は、b社の装具製作技術責任者Cが製作した装具について療養費の支給申請をしたが、領収証に義肢装具士の氏名の記載がないとして申請書を返戻された。b社には義肢装具士の資格を有する者がいなかったことから、上記被保険者は、b社が領収証に「装具製作技術責任者C（義肢装具士ではない）」と記載したものを添付し、再度申請したところ、同年〇月、療養費の支給決定がさ

れた。

- (2) 平成〇年〇月、b社の顧客である協会けんぽ〇〇支部所管の被保険者は、前記Cが製作した装具について療養費の支給申請をしたが、領収証に義肢装具士の氏名の記載がないとして申請書を返戻された。b社代表者は、協会けんぽ〇〇支部担当者にb社の見解を述べたところ、同担当者は、b社代表者に対し、平成〇年〇月、問題ないと思われるので、再度支給申請をされたい旨を述べ、その後同月中に、協会けんぽ本部から回答があり、厚生労働省とも確認の上、問題はなかったので手続を開始する旨を述べた。

- (3) しかし、令和〇年〇月〇日、協会けんぽ〇〇支部担当者はb社代表者に対し、協会けんぽ本部が改めて厚生労働省と確認した結果、療養費は支給しないことになった旨を述べ、同年〇月〇日、協会けんぽ本部担当者はb社代表者に対し、協会けんぽは本件通知に従わざるを得ず、不支給にせざるを得ない旨を述べた。

- 4 以上の経緯であるところ、本件記録によれば、①請求人は、平成〇年〇月〇日、受診したB医師の紹介で、b社に本件装具の製作を依頼することとし、令和元年5月14日、a病院でb社の担当者に会い、採寸、採型をしたこと、②請求人は、療養費の支給対象となる旨のb社の担当者及びB医師の説明を信じ、b社に本件装具を発注したこと、③請求人は、同年〇月〇日、B医師の下で本件装具の装着適合を確認してその引渡しを受け、代金を支払い、領収証の交付を受けたこと、以上の事実が認められる。

そうすると、もともと健保法上、義肢装具士が取り扱うものではない治療用装具を療養費の支給対象とするかどうかは、具体的事情下における保険者の合理的裁量判断に委ねられているところ、平成〇年〇月、協会けんぽ〇〇支部担当者は、義肢装具士が取り扱うものではないb社製作に係る本件装具も療養費の支給対象

となるという見解を示し（その経緯からみて、同担当者が独断でそのような見解を述べたものとは考えにくい。）、これに基づくb社の担当者及びB医師の説明を信じて、請求人は本件装具を発注し、その代金を支払って引渡しを受けたものであるから、その信頼は保護に値するというべきである。しかるにその後、保険者において上記の見解を否定し、本件装具の製作担当者が義肢装具士ではないことを理由として、上記の見解を否定する前に既に発注されていた本件装具について療養費を支給しないことは、本件通知に従うものであっても信義則上許されないというべきである。

請求人は、平等原則違反の主張をするが、その実質は、上記の信義則違反をいうものと解される。なお、保険者は、請求人の平等原則違反の主張に対し、本件と同一条件下で療養費を支給したものがあれば、必要に応じて不支給への処分変更を行う旨主張するが、そのような支給処分の職権取消しが適法、相当なものとして許容されるかどうかは別として、同主張は上記信義則違反の判断を左右するものではない。

- 5 したがって、請求人に療養費及び家族療養費を支給しないとした原処分は取り消されなければならない、主文のとおり裁決する。